

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
規程類の制定に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、本学会という）の運営上のきまり（規程類）の制定について定めるものである。

(体系化)

第 2 条 本学会の運営上の規程類についての階層の体系は下記とする。

定款—規程—規則—細則（内規）—ガイドライン

2. 前項に基づき、上位の階層に矛盾しない事項を定めることとする。

(規程類の用語定義)

第 3 条 本学会の定款以下の規程類は以下のように定義する。これ以外の用語は使用しない。

- (1) 規程：定款に定める事業を行うために、業務・組織等の定義、役員・委員・会員の基本的権利義務、業務規範等を定めるもの。規程のうち、「会員・会費規程」と「役員の役員報酬等並びに費用に関する規程」の制改定については、総会で過半数の承認を必要とする。そのほかの規程の制改定は理事会の承認を必要とする。
- (2) 規則：規程で定める条項に対して、業務および任務を実際に実施する場合に、規程よりも具体的かつ詳細内容を制定するもの。この制改定は理事会の承認を必要とする。
- (3) 細則：規則に定める条項のうち、任務または業務を実施する上で、基準となる数値や範囲に基づき制定する実施上の細かなルールを定めるもの。細則はその事業・業務の責任常任理事が制改定を承認し、理事会へ報告を必要とする。
- (4) 内規：細則のうち特に内部運用に関するルールとして定めたもの。内規はその事業・業務の事業の責任常任理事が制改定を承認し、理事会へ報告を必要とする。
- (5) ガイドライン：一定の形式を必要とするほどのものではない軽易なことを定めたもの。委員会活動に関するものは、各事業執行理事が承認し、必要に応じ理事会報告とする。事務局に関するものは、総務担当理事の承認を得て、必要に応じ理事会報告とする。

(規程類の分類)

第 4 条 前条の規定類の分類は、理事会で判断する。

(規程類の公開)

第 5 条 定款は一般公開する。本学会のホームページに掲載する。

2. 規程、規則および細則は会員がいつでも見られるように、本学会のホームページの会員専用ページに掲載する。
3. 内規、ガイドラインについては、一般公開することを対象としない。ただし、会員からもとめられれば、担当理事または事務局が開示する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。